

第4回講座

野外活動の安全管理

2016パークレンジャー養成基礎研修

2016/5/29

NPO法人日本パークレンジャー協会



1. 自然の危険

自然現象:

地震、雷、火山爆発、火事、台風、洪水、大雪、
雪崩、土砂崩れ、落石.....。

生ものの世界は食う、食われる

危険動物:クマ、イノシシ、ヘビ、ハチ...

毒を持つ動・植物: 毒蛇、蜂、ムカデ、毒蛾、毒魚、ダニ...
シキミ、アセビ、ドクゼリ、トリカブト....

危険な植物: ウルシ、ハゼ、ヌルデ、イラクサ、毒キノコ、.....

自然の世界は危険に満ちている

2. 人が行動することによる危険

山：転倒、滑落、転落、接触、路迷い……

川：溺れる、流される、増水による孤立…

海：溺れる、流される、高波にさらわれる…

食：毒キノコ、毒草、食あたり…

道具：ナイフ、ギリ、ノコ、ナタ、ハサミ、包丁…

野外料理：火傷、切り傷、食あたり……

遊具：接触、放り出される、挟まれる…

山作業：転倒、刃物傷、切株で傷、落枝…

ものごとは必ず秩序がない方向に動く

3. 野外 活動主催者の責任

事前に危険の予知と対応を考える責任がある

例1: 「子ども会のハイキングで川遊びで子供が水死した」

下見して本番で遊ぶ範囲(深さ10-20cm)を決めて遊ばせたが、範囲外に出て遊んだ子が溺れて死亡した

損害賠償責任 (引率の役員に対し526万円)

事前に危険予知し対策する責任、監督する責任

例2: 「至近距離で竹トンボを飛ばし友だちの子が負傷した」

少年団の子Aが竹とんぼを至近距離で飛ばして隣の子Bに当たり目を負傷させた。団長は事前に人の近くで飛ばしてはいけないと注意していた

損害賠償責任 (子Aの両親に/ 少年団団長)

責任者の危険の予知と対策、監督の責任

ボランティアであっても責任が問われる

4. 主催者の安全管理

ボランティアは、危険の予測と対策をし、事故の発生に対する知識を備え、その対応に習熟しておく必要がある

①危険の予知と対策(安全管理マニュアル)

下見で危険の確認とその対策法を考える

②参加者に予測される危険と注意を告知する(自己責任)

③救急用具：救急用品を揃え携行(包帯、絆創膏....)

④救急法の習得：心肺蘇生法、AEDの使い方、応急処置

⑤保険を掛ける

⑥緊急時の連絡先

⑦ 報告書(ヒヤリ、ハット)

安全管理マニュアルに詳述参照

5. 事故が発生したら

- ① 先ず落ち着いて行動する
- ② 二次災害の防止(自分を守る)
- ③ 被害者を一人にしない(勇気づける)
- ④ 救援の要請(119番)
- ⑤ 救急法の実施(救急隊が来るまで)

6. 事態が落ち着いたら

- ① 被害者(子どもの時は保護者)に挨拶する
事故の経過、原因、緊急対応の経過説明
- ② 相手が悪くても それが悪いとは言わない
又当方に非があるなどとも言わない
- ③ 大切なことは誠意を示すこと

7. 安全管理の五箇条

- ① 事故は起こるものと考えておく
- ② 参加者に自己責任の意識を持たせる
- ③ 主催者には安全管理の義務と責任がある
(危険の予知とその対策)
- ④ 安全管理研修と救急法習得は必修事項
- ⑤ 保険に加入する